

生産情報公表農産物の日本農林規格の見直しについて（案）

農 林 水 産 省

平成 1 9 年 2 月 1 5 日

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号）第 1 0 条の規定及び「J A S 規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」（平成 1 7 年 8 月農林物資規格調査会決定）に基づき、生産情報公表農産物の日本農林規格（平成 1 7 年 6 月 3 0 日農林水産省告示第 1 1 6 3 号）について、特色規格の性格を有するとして、所要の見直しを行う。

2 内容

生産情報公表農産物の日本農林規格について、化学合成農薬の削減割合を公表する際に、有機農産物の日本農林規格の生産基準との整合性を図る旨の改正を行う。

改	正	案	現	行
生産情報公表農産物の日本農林規格				
第１条（略）			生産情報公表農産物の日本農林規格	
（定義）			第１条（略）	
第２条（略）			（定義） 第２条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
用語	語	定	義	
（略）			（略）	
化学合成農薬		農薬のうち化学的に合成されたもの（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第１０条第１号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成１２年７月１４日農林水産省告示第１００５号）の一に掲げる農薬を除く。）をいう。	化学合成農薬	農薬のうち化学的に合成されたもの（フェロモン剤（農産物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤をいう。）を除く。）をいう。
（略）			（略）	（略）
第３条～第５条（略）				
第３条～第５条（略）				